

令和3年第10回農業委員会総会議事録

令和3年10月1日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和3年10月1日(金)

午後2時58分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第57号 農地法第3条許可について

議案第58号 農地法第4条許可について

議案第59号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について

議案第60号 農地法第5条許可について

議案第61号 非農地証明について

議案第62号 農用地利用集積計画の決定について

議案第63号 特定農地貸付けに係る承認について

[報 告]

報告第59号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第60号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第61号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第62号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第63号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第64号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

2番 岡 武 義	4番 久保田 章 生	5番 鬼 塚 健 太
6番 川 野 富 男	8番 川 崎 和 久	11番 長 友 紘 子
12番 川 越 正 彦	13番 岡 原 明 美	15番 小 倉 俊 博
17番 片 上 英 行	18番 高 間 秀 一	22番 外 蘭 香
23番 蛭 原 安 徳		

5. 欠席委員

1番 日 高 隆 志	3番 金 丸 忠 弘	7番 川 越 定 光
9番 松 田 実	10番 川 越 忠 次	14番 持 原 義 信
16番 佐 藤 裕次郎	19番 川 越 達 也	20番 前 田 峰 子
21番 中 村 和 寛	24番 松 田 真 郎	


6. 事務局出席者


局 長	高 吉 哲 生	農地調整係長	川 越 昌 志
次長補佐兼総務係長	鍋 島 雅 俊	農地調整係主任主事	領 家 健 志
総務係主任主事	新 川 竜太郎	農地調整係主事	吉 蘭 京 花
総務係主事	石 橋 里 彩		


7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 川越 正彦 

委員 久保田 章生 

委員 高間 秀一 

午後 2 時 58 分開会

○議長（川越正彦） これより令和 3 年第 10 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、松田会長が欠席のため、会長代理の私（川越）が議長を務めさせていただきます。

本日は、1 番日高隆志委員、3 番金丸忠弘委員、7 番川越定光委員、9 番松田実委員、10 番川越忠次委員、14 番持原義信委員、16 番佐藤裕次郎委員、19 番川越達也委員、20 番前田峰子委員、21 番中村和寛委員、24 番松田真郎委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、4 番久保田章生委員、18 番高間秀一委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長補佐に説明をいたさせます。

○事務局（鍋島） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案審議につきましては、今回も新型コロナウイルス感染症の十分な感染対策を図るため、室内の換気とともに総会についても短時間で終了させていただきたいと考えております。そこで、通常の 1 ページごとの審議ではなく、ページをまとめて一括審議をお願いする案件もございますので、御了承をお願いいたします。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は 7 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 57 号「農地法第 3 条許可について」は 11 件でございます。

議案第 58 号「農地法第 4 条許可について」は 7 件でございます。

議案第 59 号「農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について」は 1 件でございます。

議案第 60 号「農地法第 5 条許可について」は 35 件でございます。

議案第 61 号「非農地証明について」は 2 件でございます。

議案第 62 号「農用地利用集積計画の決定について」は 40 件でございます。

議案第 63 号「特定農地貸付けに係る承認について」は 1 件でございます。

以上、審議件数は 97 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、16 万 2,162.59 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、12 万 7,243 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（川越正彦） 議案第 57 号農地法第 3 条許可について、1 ページから 3 ページまでを議題とします。

○事務局（吉藺） 農地法第 3 条許可について説明します。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、2 名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3 条申請となりました。1 ページの番号 142、143 が該当しますが、基盤強化法と 3 条申請の申請方法や許可の時期等を勘案の上検討し、3 条申請を選択した案件となっております。

それでは、主な案件について説明いたします。

2 ページの番号 145 を御覧ください。

本案件は受人の耕作面積が 3,924 平方メートルとなっておりますが、今回の申請で受人の総経営面積が 5,904 平方メートルとなり、法第 3 条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（川越正彦） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越正彦） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越正彦） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第 58 号農地法第 4 条許可について、4 ページから 5 ページまでを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第 4 条許可について説明します。

農地法第 4 条許可につきましては、法第 4 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号 29 を御覧ください。

お手元の「営農型太陽光発電資料」を御覧ください。

1 ページに位置図、2 ページに航空写真、3 ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照ください。

申請地は、1 ページの位置図のとおり、宮崎市大字長嶺にあります宮崎大淀カントリークラブから東に約 500 メートルの場所に位置する土地です。申請地の農地区分は「農振農用地区域」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当していません。申請地の周囲は農地と接しておりますが、周辺の農地への影響はないものと思われます。申請地の太陽光パネルの下部の農地は、榊を栽培する予定にしております。しかし、申請人には榊を栽培する経験がないことから、20 年以上榊栽培の経験のある方が営農指導を行いながら栽培することを確認しております。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

なお、同様に「農振農用地区域」で「一時転用」に該当している案件は、番号 31 です。

最後に、番号 30 を御覧ください。

申請地は、宮崎市大字広原にあります日章学園高等学校から北に約 1 キロの場所に位置する土地です。申請地の農地区分は「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「既存敷地の拡張（既存施設の 2 分の 1 以下）」に該当しています。申請地の

周囲は一部農地と接していますが、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越正彦） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○8番（川崎委員） 29番の案件ですが、松田会長と現地を見たのですが、砂利等の敷かれたところで、榊栽培ができるような状況ではないんです。新しく土を持ってきて埋めればどうにかかなりますが、今後このような施設がどんどん増えれば、この前の佐土原のピーマンと一緒に、何か対策をしないと、どんどん増えていくのではないかと危惧しております。一応3年後に収穫が見込めるということですから、3年後にはきちんと精査して、本当に栽培できるかどうかを確認したいと考えています。参考意見ですが、よろしく申し上げます。

○事務局（領家） 今回榊の営農計画書の提出がございしますが、収穫の時期としましては、3年後ではなくて6年後となっていますので、訂正させていただきます。

一時転用期間の3年では収穫を見込めませんが、毎年の報告は必要であり、その報告の内容は、栽培管理が適切になされ、通常どおりの生育段階に至っているかを知見を有する者に確認し、その意見書を添付したものを提出させる予定となっております。その内容が、適切な営農がされていない、見込まれない場合は、3年後の再許可はできないものとなっています。以上です。

○8番（川崎委員） 分かりました。

○22番（外菌委員） 私も31番を現地調査させていただきましたが、申請者が同じ方だということで、今、川崎委員が言われたように、同じような心配をしております。現場でもお話ししましたが、どちらかという、国がどんどんどんどん許可をして太陽光を広げないといけないという政策に、この農業委員会も巻き込まれたというような形で営農型をつくったような雰囲気があります。既に幾つかの営農型が私の近くにもありますが、そこも榊だったのですが、現場を見てみると、榊らしきものはなくて、

これでいいのだろうかという心配も若干しているところです。3年後の見直しなり再許可のときの審議がここであるのかどうか分かりませんが、これを隠れみのにされると、地域の農家の人たちが心配する要素があると思いますので、先ほど言われたように、当然チェックは我々もしていけないといけないのですが、事務局にも、その対応をしっかりといただきたいと思います。何回も言いますように、これが隠れみのになって、どんどんどんどん営農型ならいいというようなことを、業者さんが話されているという話も若干聞いていますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長（川越正彦） ほかにございませんか。

○5番（鬼塚委員） 許可日から3年間という条件になっていますけど、3年後の更新というのは、もし今言われたようなことができていない場合は撤去ということになるのでしょうか。

○事務局（領家） 撤去になります。以上です。

○議長（川越正彦） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越正彦） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越正彦） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第59号農地法第5条許可に係る事業計画変更について、6ページを議題とします。

○事務局（領家） 事業計画変更について説明します。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認

められるかについて審査しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越正彦） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 5条の事業計画変更は、前からいろいろ案件が出てきたのを見ているのですが、今回の案件は昭和59年に許可が出ています。約37年前の許可になるわけです。この許可の有効期限はないのでしょうか。何年たっても、ずっと建っていないわけですが、この申請人がずっと生きておって、今でもこの条件を持っておいたら、いつでも建てられたんですね。今回はこの方が亡くなっているから案件が出されているようなんですが、同じ人がずっと許可を持ったまま、何十年持つておっても、何十年後でも建てられるということなのではないでしょうか。

○事務局（領家） 農地転用の許可につきましては、許可後、速やかに着工し、その後、完了報告等を出していただく必要があります。委員のおっしゃるとおり、実際着工されず、このような案件はございます。一度許可した土地につきましては、冒頭で説明したとおり、農地法関係事務処理要領により、着工されなかった場合は事業計画変更が必要になります。許可した土地につきましては、許可を受けた人が生きていれば存続するものと思われまます。以上です。

○23番（蛭原委員） 許可については、要するに期限はないということですね。もう一つ伺いたいののですが、例えばその間の地目の取扱いはどういうふうになるのですか。畑のままで置いておけば畑なのですか。それとも、許可を取ったのだから、その時点からここは許可を取っている宅地ですよというふうに見られるのでしょうか。課税上、そこはどのようになるのですか。

○事務局（川越） 地目については、家が建っていない場合は、農地のままです。建物が建って完了届を提出するまで転用は完全に終わっていませんので、途中で変更があれば当然農地法の手続が必要になってきます。しかし、家が建ってしまえば、農地法の手続は何もありません。問題なくなります。ただ、登記の問題があります。地目変更の登記をしていないと、地目は変わりませんので、例えば、家は建てたけど、地目変更の登記をせず、後々になって家を崩して何もなくなってしまった場合があります。そういった場合は、家が建っていたことを確認できるものが必要となります。しかし、

ない場合には、家が建ったかどうか、転用が完了したかどうかというのは分かりません。その場合には、例えば、転用許可が近年で、完了届の提出が確認できれば、農地法の手続は全て終わったが、地目変更の登記をやっていないだけで、事務局としては地目は宅地で問題ありませんよとなります。この場合は、家を建てていないことを確認しているので、農地法の手続きは必要になります。完了届が提出されている場合または家が建ったことが確認できる場合は、農地法の手続は終わっていて、宅地への地目変更登記の手続を個人がしていないだけで、今回の事業計画変更を求めることはありません。

○23番（蛭原委員） 要するに5条ですから、転用目的で申請をしました、農地から宅地にします、個人住宅にします、許可が出たので、申請人の名義に登記しました、しかし家は建てませんでした、そしたら、ひょっとすると私は家を建てるんですよと、そして宅地として登記しました、その時点で農地法の適用除外にされるので、そこに家が建っていても建っていなくても、農地ではないという土地として課税されるのかと思いました。だから、現況は畑であっても、それは利用方法であって、その価値は雑種地、そういうところでしょうね。そういうふうに評価するのかなと思いました。

○事務局（川越） 転用の許可をしましたら、資産税課にその旨を報告しますので、資産税課が課税については用途に合わせた形の課税をされるという話は聞いております。詳しいことは、申し訳ございませんが、分かっておりません。

○議長（川越正彦） ほかにございませんか。

○15番（小倉委員） 今の意見と回答についてですけれども、この際、資産税課に確認してもらいたいことがあります。実は農家住宅が建っており、その家の祖父、祖母が亡くなり、子供が別に家を建てています。そこを壊して、壊した後をトラクターを入れて畑状態にする。そうすると、固定資産の評価が違うんだという話を聞いております。その逆でいくと、田んぼを個人で埋めて砂利やら入れたら、現況主義だから、それなりに固定資産は、資産税課は、地目の云々にかかわらず、それなりの評価をする。その逆の、さっき言った、今度は家が建っておった後でも畑状態にすれば、それなりの評価をするのかというのを個人的に聞いたことがあります。資産税課に内容を聞いてもらおうと、後々我々の勉強になります。

○事務局（川越） 小倉委員がおっしゃった件、事例としてはございます。その場合には、資産税課から報告がありまして、事務局が現地を確認させていただいて、農地に戻っていることが確認できれば農地ですということで資産税課に回答はさせていただいているところです。当然そうなれば、資産税課も農地として状況に応じた課税になるかと思っております。以上です。

○15番（小倉委員） 理解ができなかったのですが、集落の周りに家が建っており、そこだけ壊してトラクターを入れる。それで固定資産税が安くなるとの回答で良いでしょうか。

○事務局（川越） そこは評価の話になってきますので、そのあたりについては、どういった考え方で資産税課が課税をどう判断をされるのか分からないのですが、事務局としては、農地に戻っているのであれば農地で判断させていただいています。その後の課税の話になってくると資産税課になりますので、申し訳ございませんが、分かっておりません。

○15番（小倉委員） できれば役所間で、聞いてもらえればと思ったので。

○事務局（川越） 小倉委員がおっしゃった件については、確認させていただいて、後日報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○15番（小倉委員） ありがとうございます。

○議長（川越正彦） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越正彦） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越正彦） 全会一致、許可相当とすることに決しました。

議案第60号農地法第5条許可について、7ページから8ページの194番までを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第5条許可について説明します。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否か

について審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、案件について説明します。

番号 193 を御覧ください。

お手元の「農地法第 5 条許可資料」を御覧ください。

1 ページに位置図、2 ページに航空写真、3 ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照ください。

申請地は、1 ページの位置図のとおり、宮崎市大字塩路にありますフェニックスカントリークラブから西に約 300 メートルの場所に位置する土地です。申請地の農地区分は「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当していません。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

なお、同様に「農振農用地区域または第 1 種農地」で「一時転用」に該当している案件は、9 ページの番号 197、200、10 ページの番号 201、202、203、11 ページの番号 204、206、12 ページの番号 207、208 です。

なお、番号 197、200、201、202、203、206 の案件については、始末書付の案件となっています。立地基準・一般基準を満たしており、追認もやむを得ないと判断しています。

次に、番号 194 を御覧ください。

お手元の「農地法第 5 条許可資料」を御覧ください。

4 ページに位置図、5 ページに航空写真、6 ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照ください。

申請地は、4 ページの位置図のとおり、宮崎市大字広原にあります日章学園高等学校から東に約 100 メートルの場所に位置する土地です。申請地の農地区分は「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「既存敷地の拡張（既存施設の 2 分の 1 以下）」に該当していません。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案とし

て上程しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越正彦） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 今事務局の説明があったんですけども、一時転用が今回多くありますよね。この一時転用の転用期間がいずれ来るわけですが、これが原状復旧されているかどうかという現地の確認というのはどんなふうにするんですか。

○事務局（領家） 先ほど申した完了報告書の提出をもって完了としますので、元の農地に戻したという写真つきの完了報告になりますので、それをもって確認をいたします。以上です。

○23番（蛭原委員） 写真を出せということですね。

○事務局（領家） はい。

○23番（蛭原委員） 誰かが、近くの委員とかが見に行つて、そういうことはないんですね。

○事務局（領家） はい。

○23番（蛭原委員） 分かりました。

○議長（川越正彦） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越正彦） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越正彦） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、193番、194番につきましては、県農業会議の常設審議委員会に諮問します。

次に、8ページから9ページまでを議題とします。

○事務局（領家） 番号195を御覧ください。

申請地は、宮崎市大字島之内にあります日向住吉駅から東に約1キロの場所に位置する土地です。申請地の農地区分は「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周辺農地への影響はないものと思われまます。その他の許可基準も充足していることから、

議案として上程しています。

なお、同様に「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、番号196、9ページの番号199です。

次に、番号198を御覧ください。

申請地は、宮崎市阿波岐原町にあります宮崎東小学校から東に約1キロの場所に位置する土地です。申請地の農地区分は「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「農畜産物処理加工施設」に該当しています。申請地の周囲は農地と接していませんが、周辺への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（川越正彦） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越正彦） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越正彦） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10ページから11ページまでを議題とします。

○事務局（領家） 番号205を御覧ください。

申請地は、宮崎市大坪町にあります大淀地域事務所から南に約500メートルの場所に位置する土地です。申請地の農地区分は「農振農用地区域」となりますが、現在、除外するよう申請しており、除外見込みありと担当課に確認済みです。除外後は「第2種農地」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、その他の案件において追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないと判断しています。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（川越正彦） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越正彦) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越正彦) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページから 13 ページまでを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越正彦) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越正彦) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14 ページから 15 ページまでを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越正彦) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越正彦) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、16 ページから 17 ページまでを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越正彦) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越正彦) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、18 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長 (川越正彦) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長 (川越正彦) 全会一致、許可相当とすることに決しました。

議案第 61 号非農地証明について、19 ページを議題とします。

○事務局 (川越) 非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10 年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、2 件の案件について説明いたします。

申請番号 24、25 は、登記簿地目が田であります。現況は 10 年以上耕作放棄された様相で、原野化しております。このことから、これらの案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、これらの案件につきましては、9 月 22 日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長 (川越正彦) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長 (川越正彦) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長 (川越正彦) 全会一致、それぞれ承認することに決しました。

議案第 62 号農用地利用集積計画の決定について、20 ページから 40 ページまでの利用権設定分を議題とします。

○事務局（新川） 議案第 62 号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、20 ページの番号 160 番の 1 件でございます。

利用権設定につきましては、21 ページの番号 565 番から 40 ページの番号 596 番までの 32 件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が 6 件、新規設定が 6 件、賃借権の再設定が 6 件、新規設定が 14 件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（川越正彦） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越正彦） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越正彦） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

次に、41 ページから 44 ページの所有権移転分を議題とします。

○事務局（新川） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、41 ページの番号 597 番から 44 ページの番号 603 番までの 7 件でございます。

なお、44 ページの番号 603 番につきましては、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受け、一時貸付の後に売り渡す農地中間管理事業の特例事業によるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（川越正彦） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越正彦） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越正彦） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

議案第 63 号特定農地貸付けに係る承認について、45 ページを議題とします。

○事務局（吉菌） 本案件は特定農地貸付法の手続で市民農園を開設するものです。

申請を受けた農業委員会は、市民農園の位置や面積が適当であるか、募集や選考の方法が公平であるか、貸付期間やその他条件が適正であるかなどを審査し、これらの要件を満たしている場合に承認されます。

なお、この承認について、特定農地貸付法施行令第 4 条第 3 項によれば、承認の際に提出した貸付規程に従って、特定農地貸付けを行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができるとされております。

「特定農地貸付法資料」を御覧ください。

1 ページに位置図、2 ページに航空写真、3 ページに区画配置図を掲載しておりますので、御参照ください。

開設者の青島地域まちづくり推進委員会は、コロナ禍において、密を避けつつ希望者が畑づくりに携わり、活動する楽しみを見つけることを目的として、今回申請に及んだものです。今後、栽培の知識を有する部会員による栽培指導や利用者同士の情報交換、収穫祭などの交流イベントを実施する計画を立てていくと聞いております。

本案件の市民農園は、1 ページの位置図のとおり、青島小学校から南に約 220 メートルの場所に位置する土地です。

事業計画といたしましては、1 区画当たり 16 平方メートルで区画数が 13 区画、賃料は 1 区画当たり年間 1,000 円、貸付期間は 1 年間で、募集方法は青島地域まちづくり推進委員会たよりに掲載するほか、チラシ、掲示等による一般公募を予定しております。選考方法は、募集期間内の申込者から決定、募集を上回る場合については抽選による決定といたしております。

申請地は、市街化調整区域内の青地であります。周辺の農地への影響等もなく、事業規模も小規模であることから、農地の集団化、農作業の効率化、その他農業上の利用に支障を生ずるおそれはないものと思われれます。

以上を踏まえ、特定農地貸付法第 3 条第 3 項に規定する特定農地貸付けとしての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

なお、この案件につきましては、9月29日に川越会長代理と小倉委員、岡原委員で現地調査を行っております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越正彦） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

○8番（川崎委員） この地区、この地図を見ると、道路沿いにあるのですが、駐車場は、どこかあるんですか。もし駐車場として使うのであれば、そこをまた転用とか、そういう形で申請しないといけないと思うのですが、それをお伺いします。

○事務局（吉藺） 農地の南側にある公衆用道路を駐車場として利用すると聞いております。以上です。

○8番（川崎委員） 地域住民がよければいいのですが、通る人に対して迷惑がかかるといけませんので、そのあたりの駐車場確保を市民農園等はしてもらおうようにしたほうがいいのではないかと私は思います。要望ですけど、以上です。

○15番（小倉委員） 川崎委員が言われるのは本当にもっともだと思っております。今回の件は、農道の行った先は行き止まりで、その途中に300か200平米の田んぼが1枚あるぐらいで、農道の脇を草払いをすれば車1台分ぐらいは横に止められるような間隔がありましたので、代表者の方に、草払い、整地して、先までずっとすれば、10何人か、それぐらい一遍に来ても何とかなるねという話はしました。今回の件はそれです。駐車場を確保するのはもっともだと思っております。

○議長（川越正彦） ほかに御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越正彦） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越正彦） 全会一致、承認することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長補佐に説明を求めます。

○事務局（鍋島） 本日の報告案件について御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第 59 号は、農地法第 4 条第 1 項第 8 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 4 件でございます。

報告第 60 号は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 23 件でございます。

報告第 61 号は、農地法第 4 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 6 件でございます。

報告第 62 号は、農地法第 5 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 39 件でございます。

報告第 63 号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございまして、その数 1 件でございます。

報告第 64 号は、「農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動について」でございまして、その数 16 件でございます。

なお、報告第 59 号、第 60 号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

第 61 号、第 62 号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（川越正彦） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

○17 番（片上委員） 9 ページの報告第 63 号でございますが、これは私どもが現場確認をしたところでございまして、このときには、地元水利組合の同意書の添付はまだなかったのでしょうか。

○事務局（領家） 今回の取下げの案件につきまして、取下げの理由が「地元水利組合からの同意が得られないため」となっておりまして、申請の受付の段階では同意書の添付がなく、総会までに水利組合の同意書をつけてくださいと代理の行政書士をお願いしておりました。総会まで諮ったのですが、結局このような形で同意が得られないということで取下げとなった事案となっております。以上です。

○17 番（片上委員） そうであれば、現場確認のときまでには全ての書類が整ってい

るわけではないわけですね。

○事務局（領家） 同意書などの補正につきましては、総会前にそろえていただくよう申請者や代理の行政書士にお願いしております。同意書につきましては、水利組合の同意がないと許可書が出せないということで代理の行政書士とお話しておりましたので、今回同意が得られないということが分かったので、取下げとなりました。以上です。

○17番（片上委員） 私もこの土地の横には水路があったのは確認しているのですが、車を置く側であるので、油関係がどうなるのかなと思っていました。今言われたように、全てがそろってからの現場確認ではなく、現場確認が終わってから総会までに出す場合もあるわけですね。分かりました。

○議長（川越正彦） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越正彦） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（川越正彦） 御異議なしと認めます。よって、令和3年第10回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時54分閉会